

## 付則 UF アンパイア制フリート・レース HPR チャンピオンシップ 2022 版

2022 年 6 月 26 日版

アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更されたセーリング競技規則に基づいて行われなければならない。レースは、アンパイア制で行わなければならない。UF1 での規則変更は、規定 28.1.5(b)に基づき、用意された選択肢のみが使われているという条件で、World Sailing が承認したものである。本付則は、レース公示に記述され、かつすべての競技者に入手可能にした場合にのみ適用される。

### UF1 定義、第 1 章と第 2 章の規則、および規則 70 の変更

UF1.1 定義『プロパー・コース』に以下を追加する。

ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、プロパー・コースを帆走していない。

UF1.2 新規則 7 を第 1 章に追加する。

#### 7 最後の確かな点

アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変わったと確信を持つまでは、それらは変わっていないとみなす。

UF1.3 規則 14 を以下のとおり変更する。

#### 14 接触の回避

14.1 常識的に可能な場合には、艇は、

- (a) 他艇との接触を回避しなければならない。
- (b) 艇間の接触を引き起こしてはならない。かつ
- (c) 艇と回避すべき対象物との間の接触を引き起こしてはならない。

ただし、航路権艇、または得る資格があるルームもしくはマークルーム内を帆走している艇は、相手艇が避けていないか、またはルームもしくはマークルームを与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

UF1.4 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

- (a) タックするためのルームについては、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。
- (b) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。

UF1.5 規則 70 を削除する。

### UF2 他の規則の変更

UF2.1 規則 28.2 を以下のとおり変更する。

#### 28 レースの帆走

28.2 艇は、次のマークを回航し終えていないか、またはフィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、コースの帆走の誤りを正すことができる。

## UF3 水上での抗議とペナルティー

UF3.1 本付則では、「ペナルティー」は、以下を意味する。

規則 44.2 に従って履行された『1 回転ペナルティー』

UF3.2 規則 44.1 の最初の文を以下のとおり変更する。

レース中に、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則（損傷や傷害を引き起こした場合の規則 14 を除く）、規則 31 または規則 42 に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、艇が同一のインシデントで第 2 章の規則と規則 31 に違反した場合、規則 31 違反によるペナルティーを履行する必要はない。

### UF3.3 艇による水上での抗議とペナルティー

- (a) レース中に、艇は、第 2 章の規則（規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に基づき、他艇を抗議することができる。ただし、艇は自らが関与したインシデントに対してのみ、第 2 章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の妥当な機会に、またはその前に、旗を降下しなければならない。
- (b) 規則 UF3.3(a) に基づいて抗議する艇には、アンパイアが規則 UF3.5(d) に従って信号を発した場合を除き、審問を受ける資格はない。その代わりに、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課すことができる。

### UF3.4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議

- (a) 艇が以下のいずれかの場合、
- (1) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない
  - (2) 規則 42 に違反した
  - (3) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった
  - (4) スポーツマンシップの違反を犯した
  - (5) 規則 UF3.6 に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない
  - (6) 規則 UF2.1（規則 28.2）に従わなかった場合、アンパイアは、規則 UF3.5(c) に基づき、艇を失格としなければならない。

アンパイアは、他艇による抗議なしに艇にペナルティーを課すことができる。そのアンパイアは、規則 UF3.5(b) に従って信号を発することにより、1 つまたはそれ以上ペナルティーを課すか、または規則 UF3.5(c) に基づき艇を失格とするか、または、さらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確に履行したために UF3.4(a)(5) に基づきペナルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。

- (b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が、規則 UF3.6 または規則 28、または規則 UF3.3(a) に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、そのアンパイアは、損傷や傷

害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

### UF3.5 アンパイアの信号

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音 1 声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音 1 声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (c) 長音 1 声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (d) 長音と 1 声と共に掲揚する黄色旗は「アンパイアは、判定を下すために必要な事実を有していない」ことを意味する。

### UF3.6 ペナルティーが課された場合

- (a) 規則 UF3.5(b)に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。
- (b) 規則 UF3.5(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

## UF4 レース委員会の処置

UF4.1 艇のフィニッシュ後、レース委員会は競技者に結果を、公式掲示板において通知する。

## UF5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

UF5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

UF5.2 艇は、アンパイアが規則 UF3.5(d)に従って信号を発したか、または規則 UF5.3 に基づく場合にのみ審問を受ける資格がある。

UF5.3 以下のいずれかを行おうとする艇は、

- (a) 規則 UF3.6 または規則 28、または規則 UF3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する
- (b) 損傷または傷害を引き起こした接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する
- (c) 救済要求をする

次の方法でレース委員会に伝えなければならない。

フィニッシュ後、次のレースの予告信号までに、その日の最終レースの場合は、レース海面を離れるまでに、レース委員会に伝えなければならない。結果に関する救済要求は、その根拠を知ってから常識的にできるだけ早く、レース委員会に伝えなければならない。

UF5.4 規則 UF5.3 に定義された締切時刻は、当該抗議が認められる場合は、規則 UF5.9、UF5.10 および UF5.11 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は、延長するもっともな理由がある場合には、その締切時刻を延長しなければならない。

UF5.5 レース委員会は、規則 UF5.3 に基づき伝えられた抗議や救済要求について、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

UF5.6 規則 61.1(a)の 3 番目の文と規則 61.1(a)(2)のすべてを削除する。

UF5.7 規則 64.2 の初めの 3 つの文を以下のとおり変更する。

プロテスト委員会は、抗議の審問の**当事者**である艇が**規則**に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。艇が**レース中**でない時に**規則**に違反した場合には、プロテスト委員会は、ペナルティーをそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに適用するか、または別の調整を行うかを、決めなければならない。

#### UF5.8 審問

規則 69.2 に基づく審問を除き、

- (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
- (b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で被抗議者に審問のことを知らせ、予定を決めることができ、それを口頭で伝えることができる。
- (c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
- (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数または分数の得点ペナルティーを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないということもある。
- (e) プロテスト委員会が規則 UF5.7 に従って艇にペナルティーを課した場合、または標準ペナルティーが適用された場合には、他のすべての艇に、ペナルティーを課された艇の得点変更について通知される。

UF5.9 レース委員会は、艇を抗議することはない。

UF5.10 プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、規則 UF3.6 または規則 28、規則 UF3.3(a)に挙げられた規則、または損傷もしくは傷害があった場合を除く規則 14 の違反に対し、艇を抗議することはない。

UF5.11 テクニカル委員会は、艇または個人装備が、クラス規則、規則 50 または、存在するならば、その大会の装備規則に従っていないと判断した場合にのみ、規則 60.4 に基づき艇を抗議する。そのような場合には、テクニカル委員会は抗議をしなければならない。

UF5.12 規則 66.2 を以下のとおり変更する。

「本付則に基づく審問の**当事者**は、審問の再開を要求することはできない。」